

個人 2

受 令和 4 年 8 月 24 日
付 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 4 年 8 月 24 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 丸山幸子

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 9 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 2	国民健康保険税の市独自の軽減について
	<p>尾張旭市の国民健康保険税は、病気やけがをしたときの医療費に使われる市税です。国民健康保険税は、世帯単位で加入者の人数や所得を、医療保険分などの事業ごとに計算し、毎年7月に税額が決定されます。</p> <p>この国民健康保険税は、負担を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに医療費や所得水準に応じた国保事業納付金額を決定し、保険給付等に必要額を交付金として市町村へ支払い、市町村ごとに標準保険料を算定しています。市町村は、それを参考に保険税率を決定しています。</p> <p>2022年4月からは、子育て世代の経済的負担を軽減するため、未就学児の国民健康保険税の均等割額が2分の1に減額されました。それでも、所得の少ない世帯にとっては、家計に占める割合が大きくなっています。</p> <p>現在、低所得の世帯には、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度がありますが、自治体によっては、さらにひとり親や高齢者などに対して、独自の軽減制度を設けているところがあります。</p> <p>そこで、本市独自の軽減制度についてお考えを伺います。</p> <p>(1) 令和4年度の本市の国民健康保険税について</p> <p>(2) 国民健康保険加入者について</p> <p>国民健康保険加入者における、ひとり親、障がい者、高齢者の人数と割合について伺います。</p> <p>(3) 本市独自の国民健康保険税軽減導入について</p>

質問事項 No. <u>4</u>	投票済証について
要 旨	<p>各選挙において投票が済むと、投票済証をいただきます。</p> <p>この投票済証は、各自治体によってデザインが違います。本市の投票済証は、あさびーがデザインされたものなどがあります。各地の選挙管理委員会では、投票率向上につなげようと、地元ゆかりの歴史上の人物などを取り入れた、「ご当地投票済証」を作るなど、様々な工夫がされています。</p> <p>また、大府市では、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」において、特選を受賞された児童生徒の作品がデザインとして採用され、素敵な投票済証となっています。子どもたちに、選挙に関心を持ってもらえるきっかけにもなるのではないかと思います。</p> <p>本市における投票率向上につなげる取組として、市民の方が興味関心を持っていただけるような投票済証の発行についての考えを伺います。</p> <p>(1) 投票済証の発行枚数について (2) 現在のデザインについて (3) 新たなデザインの導入について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。